

生徒心得

1. 通学

- (1) 登下校に際しては、本校指定の学生服を着用し、交通道德を守り、安全に心掛け、他人に迷惑をかけない。
- (2) 始業時刻 10 分前までに登校し、午後 5 時までには下校する。やむをえず、欠席、遅刻をする時は始業前に連絡を入れる。
- (3) 校内への立ち入りは、定められた門を利用する。
- (4) 自転車通学に際しては、事前に自転車の安全点検を受け、登録し、本校指定のステッカーを後方から見える位置に貼る。
- (5) バイクなどエンジン付きの車に乗って登校してはならない。
- (6) 部活動や生徒会活動等の特別の事由で下校が遅れる場合は、担当の先生に居残り許可を受ける。
- (7) 登校したら下校するまで、校外に出てはならない。必要止むを得ない場合は、学級担任の許可を受ける。
- (8) 休業日は原則登校しない。ただし、部活等で登校する場合は、担当の先生の指示に従う。

2. 礼儀

- (1) 礼儀を守り、言葉づかいや行動は粗野にならないようにする。
- (2) 来校者には挨拶し、失礼のないようにする。
- (3) 校内外を問わず本校教職員に出会った時は挨拶する。
- (4) 校長室や経営企画室、職員室等に入退室する際は、服装を正し、正しく挨拶して入退室する。

3. 学習

- (1) 授業の始めと終わりには、正しく礼をする。
- (2) 授業中は、授業に必要な物以外は持ち込まない。
- (3) 授業中は静粛にし、担当の先生の許可なしで定められた座席を変えてはならない。
- (4) 授業に必要な教材を忘れた時は、担当の先生に申し出る。
- (5) 定期試験については、次の点を守る。
 - ア 指定された座席に座る。
 - イ 机の中は空にし、机の上には鉛筆、シャープペン、消しゴムや指定のもの以外は置いてはいけない。
 - ウ 教科書類及び各自の荷物はカバンにしまい、チャック等を閉める。
 - エ 携帯電話等電子機器及びスマートウォッチ等は、電源を切りカバンに閉まっておくこと。

4. 校内外生活

- (1) 教室と分担区域は、毎日清掃する。清掃終了後は担当者の点検を受ける。
- (2) 校舎・校具を破損した場合は、申し出て責任を明らかにする。特別な例外を除き弁償する。
- (3) 校内において団体を組織し、集会を開いたり、文書を配布または掲示

したり、掲示した文書をはがしたりあるいは金品を集めたりする際は生活保健部の許可を受けなければならない。

- (4) 生徒間で、みだりに金銭や物品の貸し借り、売買をしてはならない。
- (5) アルバイトは原則禁止する。ただし、止むを得ない場合は、担任と相談する。
- (6) 貴重品は自己責任において管理する。
- (7) 生徒手帳は、常に携帯する。

5. 校舎・校具

- (1) 授業以外に教室等を使用する場合は、顧問または指導責任の先生と管理責任者の指示に従う。
- (2) 校舎・校具や樹木等を大切に使う。
- (3) 校舎内では、ボール投げをしたり走ったりしない。
- (4) 校舎の屋上の使用は、担当する先生または顧問に許可をとる。

6. 賞罰

- (1) 3年間を通して、皆勤、精勤の者を表彰する。
- (2) 問題行動など教育上必要があると認めるときは、校長は次の懲戒を加える。
 - ア. 退学
 - イ. 停学
 - ウ. 訓告
 - エ. 訓戒
 - オ. その他
- (3) 退学は、次の各号に該当する者などに行う。
 - ア. 素行が不良で、再三の指導にも反し、改善の見込みがないと認められる者。
 - イ. 学業を怠り、または学業劣等で卒業の見込みがないと認められる者。
 - ウ. 正当の理由がなく欠席の多い者。
 - エ. 学校秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。
- (4) 試験の際の不正行為、暴力行為、いじめ、窃盗、喫煙・薬物・飲酒（それに類する行為）、頭髪等服装規定違反、装飾品等の使用、バイク等による登下校、器物破損、その他校内外における非行行為は、特別指導の対象になる。